

（牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置）

**第10条** 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第13条の規定並びに細目告示第16条、第94条及び第172条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、前条第1項第1号ロ及びチの基準並びに次の基準に適合しなければならない。

イ 前条第1項第1号又は第2号の自動車に牽引される場合にあつては、同項第1号ロの基準

ロ 前条第1項第4号の自動車に牽引される場合にあつては、同号チの基準

二 前条第1項第6号ロ及びハに掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで同項第1号ロ及び第4号ハの基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。

三 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置（被牽引自動車の制動装置であつて当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの（以下「慣性制動装置」という。）を除く。）は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5トン以下の1軸を有する被牽引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。

四 牽引自動車（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25キロメートル毎時以下の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。

イ 前条第1項第1号又は第2号の自動車に牽引される場合にあつては、同項第1号ロの基準

ロ 前条第1項第3号の自動車に牽引される場合にあつては、同号への基準

ハ 前条第1項第4号の自動車に牽引される場合にあつては、同号ニ及びトの基準

五 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。

六 車両総重量が7トンを超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量10トン以下の被牽引自動車及び最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度25キロメートル毎時以下の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。

【2017.10.10】第10条（牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置）

- イ 前条第1項第1号の自動車に牽引される場合にあつては、同号ワ及びカの基準
- ロ 前条第1項第4号の自動車に牽引される場合にあつては、同号リの基準
- 七 前条第1項第2号の自動車に牽引される車両総重量750キログラム以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで同項第1号ロの基準及び第2号ロ(1)の基準（この場合において、ロの規定中「 $0.0060V_1^2$ 」とあるのは「 $0.0071V_1^2$ 」とする。）に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。
- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和38年9月30日以前に製作された自動車	第3号
二 昭和43年7月31日以前に製作された自動車	第4号
三 昭和48年11月30日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの及び乗車定員30人以上の普通自動車を除く。）	第4号
四 昭和50年3月31日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車	第5号
五 昭和50年11月30日以前に製作された自動車	第4号（前条第1項第4号トの基準に係る部分に限る。）
六 平成3年9月30日（専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの）にあつては、平成4年3月31日）以前に製作された自動車	第6号
七 次に掲げる被牽引自動車以外の被牽引自動車であつて、平成7年8月31日以前に製作されたもの	第6号
イ 火薬類（保安基準第51条第2項各号に掲げる数量以下のものを除く。）を運送する被牽引自動車	
ロ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。）別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する被牽引自動車	

- ハ 保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する被牽引自動車
- ニ 150キログラム以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する被牽引自動車
- ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する被牽引自動車
- 八 牽引自動車と前条第2項第10号及び第11号に掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの（三輪自動車を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車
- イ 前条第1項第1号の自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5トンを超える自動車を除く。）であって平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）
- ロ 前条第1項第1号の自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5トンを超える自動車に限る。）であって平成12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）
- ハ 前条第1項第2号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。）であって平成7年12月31日（輸入された自動車にあつては平成11年3月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成6年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）

第3号ただし書

<p>ニ 前条第1項第2号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成11年6月30日（輸入された自動車にあつては平成14年9月30日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成9年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）</p> <p>ホ 前条第1項第2号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。）であつて平成12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）</p> <p>九 <sup>けん</sup>牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるものと<sup>けん</sup>被牽引自動車とを連結した場合における<sup>けん</sup>牽引自動車及び<sup>けん</sup>被牽引自動車</p> <p>イ 前号イからホまでに掲げる自動車（三輪自動車に限る。）</p> <p>ロ 前条第1項第3号の自動車であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）</p>	<p>第3号ただし書及び第4号</p>
--	---------------------

3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>一 昭和35年3月31日以前に製作された自動車</p>	<p>第2号</p>	<p>前条第1項第6号ロ及びハに掲げる<sup>けん</sup>被牽引自動車</p>	<p>車両総重量2トン未満の<sup>けん</sup>被牽引自動車及び最高速度25キロメートル毎時未満の<sup>けん</sup>牽引自動車により<sup>けん</sup>牽引される<sup>けん</sup>被牽引自動車</p>

<p>二 昭和45年5月31日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p>	<p>第1号</p>	<p>チの基準並びに次の</p>	<p>第4号ハの</p>
<p>三 牽引自動車と昭和35年4月1日から昭和46年12月31日まで製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p>	<p>第2号</p>	<p>前条第1項第6号ロ及びハに掲げる被牽引自動車</p>	<p>車両総重量2トン未満の被牽引自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車</p>
	<p>第3号</p>	<p>被牽引自動車の制動装置であって当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの（以下「慣性制動装置」という。）</p>	<p>車両総重量2トン未満の被牽引自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車の制動装置</p>
<p>四 昭和48年11月30日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被</p>	<p>第1号</p>	<p>適合しなければならない。</p>	<p>適合しなければならない。この場合において、前条第1項第4号ハの基準中「900ニュートン」とあるのは「1200ニュートン」とする。</p>

<p>けん引自動車</p>	<p>第2号</p>	<p>省略することができ る。</p>	<p>省略することができ る。この場合にお いて、同項第4号ハ の基準中「900ニュ ートン」とあるのは 「1200ニュートン」 とする。</p>
<p>五 昭和45年6月1日 から昭和50年3月31 日までに製作された けん引自動車と被けん引 自動車とを連結した 場合又はけん引自動車 と当該期間に製作さ れた被けん引自動車と を連結した場合にお けるけん引自動車及び 被けん引自動車</p>	<p>第1号</p>	<p>及びチの基準並びに 次の</p>	<p>並びに第4号ハ及 びチの</p>
<p>六 けん引自動車と前条 第3項第6号イ及び ロに掲げる被けん引自 動車であって昭和50 年4月1日以降に製 作されたものとの連 結した場合又はけん引 自動車であって次に 掲げる自動車である もの（昭和50年4月 1日以降に製作され た自動車に限る。）と 被けん引自動車とを連 結した場合における けん引自動車及び被けん 引自動車</p>	<p>第1号</p>	<p>の基準並びに次の</p>	<p>並びに第4号ハ及 びチの</p>

イ 前条第1項第1号の自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5トンを超える自動車を除く。）であって平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）

ロ 前条第1項第1号の自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5トンを超える自動車に限る。）であって平成12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）

ハ 前条第1項第2号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。）であって平

成7年12月31日  
（輸入された自動車にあっては平成11年3月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）

ニ 前条第1項第2号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成11年6月30日  
（輸入された自動車にあっては平成14年9月30日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）



<p>ホ 前条第1項第2号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）</p>			
<p>へ 前条第1項第3号の自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）</p>			
<p>七 <sup>けん</sup>引自動車と前条第3項第6号イ及びロに掲げる被<sup>けん</sup>引自動車であって昭和47年1月1日以降に製作されたものとを連結した場合又は<sup>けん</sup>引自動車であって前号</p>	<p>第2号</p>	<p>前条第1項第6号ロ</p>	<p>車両総重量750キログラム以下の被<sup>けん</sup>引自動車（車両総重量が当該被<sup>けん</sup>引自動車を<sup>けん</sup>引する<sup>けん</sup>引自動車の車両重量に55キログラムを加えた値の2分</p>

<p>イからへまでに掲げる自動車であるもの （昭和47年1月1日以降に製作された自動車に限る。）と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p>			<p>の1を超えるものを除く。）並びに前条第1項第6号ロ</p>
	<p>第3号</p>	<p>被牽引自動車の制動装置であって、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの（以下「慣性制動装置」という。）</p>	<p>車両総重量750キログラム以下の被牽引自動車並びに前条第1項第6号ロ及びハに掲げる被牽引自動車の制動装置</p>
<p>八 牽引自動車と前条第3項第6号イ及びロまでに掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であって第6号イからへまでに掲げる自動車であるものと被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p>	<p>第4号</p>	<p>慣性制動装置を備える自動車</p>	<p>車両総重量750キログラム以下の被牽引自動車並びに前条第1項第6号ロ及びハに掲げる被牽引自動車</p>
	<p>第5号</p>	<p>次の慣性制動装置</p>	<p>同項第4号ニ及びトの車両総重量750キログラム以下の被牽引自動車並びに前条第1項第6号ロ及びハに掲げる被牽引自動車の主制動装置</p>
	<p>第6号</p>	<p>車両総重量が7トンを超える牽引自動車</p>	<p>専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの</p>

【2017.10.10】第10条（牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置）

			（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7トンを超える牽引自動車
九 平成15年12月31日以前に製作された自動車	第4号及び第6号	25キロメートル毎時以下	20キロメートル毎時未満

- 4 平成29年1月31日以前に製作された自動車（平成27年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成27年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第16条、第94条及び第172条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第16条、第94条及び第172条の規定に適合するものであればよい。
- 5 牽引自動車と指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量10トン以下のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、細目告示第94条の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第94条の規定に適合するものであればよい。